

歳出予算事業概要書

(簡略番号 029589) 当初予算

作成者: 上井 明彦

款	項	目	前年度 当初予算	前年度 現計予算	各課 要求額	調整結果額		所属課コード	5000000						
						うち復活額	一般財源								
03	民生費														
02	児童福祉費														
04	子ども手当費		0	0	300,640	300,640	0	0							
010	子ども手当支給事業														
00				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源							
00			財源内訳	232,639	33,999	0	0	34,002							
0															
1. 事業の概要と必要性						節				本年度の財源内訳					
<p>目的: 子どもの養育している者に子ども手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの成長及び発達に資することを目的とする。</p> <p>定義: 子どもとは、十五歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</p> <p>支給額: 子ども一人につき13,000円(H22年度)</p> <p>子ども手当の一部として、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方事業主が費用を負担する。</p>						区分		金額		財源 款 項 目 節 細 節				金額	
						4	共済費	68	国庫	13	01	01	02	003	230,999
						7	賃金	482							
						9	旅費	3	国庫	13	03	02	02	001	1,640
						11	需用費	432							
						12	役務費	655	都道	14	01	02	03	003	33,999
20	扶助費	299,000													
2. 根拠法令															
子ども手当法															
3. 用地の状況															
4. 基本計画との関連															
5. 本年度の計画効果															
<p>次世代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から中学校終了までの児童を対象に一人につき月額13,000円を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税制限は設けない。 ・支払月は6月,10月,2月。 ・支給事務の主体は市区町村(公務員については所属庁) ・子ども手当の実施にあたって市区町村の負担が実質的に増大しないよう、国の交付金等の措置がある。 <p>対象児童数 2,300人(H22年度 見込み)</p> <p>13,000円×2,300人×10ヶ月(4月~1月)</p>															
6. 財源の説明															
<p>扶助費は、児童手当部分以外について、国が全額負担。</p> <p>児童手当部分は、国、地方、事業主が費用負担する。</p> <p>3歳未満児童</p> <p>被用者(厚生年金に加入している方) 国11/13 県1/13 町1/13</p> <p>負担総額 国33,000,000円 県 3,000,000円 町 3,000,000円</p> <p>非被用者(国民年金に加入している方) 国19/39 県10/39 町10/39</p> <p>負担総額 国6,333,333円 県 3,333,333円 町 3,333,333円</p> <p>特例給付 国10/10 130,000円</p> <p>3歳以上小学校修了前の児童</p> <p>第1子,第2子 国29/39 県5/39 町5/39</p> <p>負担総額 国102,833,333円 県23,333,333円 町23,333,333円</p> <p>第3子以降 国19/39 県10/39 町10/39</p> <p>負担総額 国18,633,333円 県4,333,332円 町4,333,332円</p> <p>中学生 国10/10 70,070,000円</p>															
目的別															
性質別															